

特別支援学校における家庭科指導

— 肢体不自由児への指導を中心にして —

河野 文子*

本実践では、肢体不自由児の家庭科指導における学習の難しさとそれに応じた指導の手だての工夫を試みた。

肢体不自由児の障害特性である、運動障害、経験の不足、視覚認知の障害等は、技術の習得を含むさまざまな学習を難しくしている。

しかし、肢体不自由児においても、技術の習得を含むさまざまな学習を効果的に行っていくことが重要であることは、健常の児童・生徒と同様である。

学校教育としての家庭科指導は、家庭生活の質の向上を目的としてきた。小学校段階では、日常生活に必要な基本的知識と技能を身に付けて、家族の一員として工夫しようとする実践的な態度の育成を目標としてきた。その基本的知識と技能の内容の主なものは、製作と調理であり、製作は主に手縫いとミシン縫いによるものとされた。今回の学習指導要領の改訂によって、「生活をよりよくする」ということばが、家庭科の教科としての目標に挙げられた。また、中学校との系統性を考慮し、内容構成が変更された。家庭生活の内容を衣食住としてとらえてきたが、衣と住を合わせてとらえるとともに、「家庭」の重要性、そして「消費」や「環境」の視点を独立して内容として明確化をはかった。しかしながら、具体的な指導内容として、身に付けるべき基本的知識と技能としての調理及び製作は引き続き家庭科の指導内容として、重要な位置を占めるものである。

本実践報告の対象児は、小学部第5学年の児童6名である。本実践では、家庭科を学び始める段階の第5学年の肢体不自由児に対し、習得すべき基本的知識及び技能をどのように指導したか、その成果はどのようであったかを研究し報告する。また、改訂された学習指導要領で求められている他教科や道徳との関連について、実践したなかでの具体的な扱い方についても合わせて報告する。さらに、本実践では、家庭科と自立活動の指導を関連させて行なった。これらの指導の結果、第5学年の各技能習得の初期段階より、積極的に手縫いとミシン縫いをとり入れることにより、8ヶ月の短期間で並縫いの基本技能とミシン縫いの基本技能を、それぞれの生活に役立つツールとして習得することができた。さらに子どもたちのコミュニケーション能力は著しく発達し、個々の障害特性によって習得が困難な基本的技能を補って余りある成果をもたらした。これらについて報告する。個々の障害特性によってそれぞれの子どもたちに必要な支援が異なっても、子どもたちが各技能を学ぶ認知プロセスの過程は多くの点で共通している。教師の手本を見て、手縫いやミシン縫いのメカニズムを理解し、自分で実際に行う過程で、自己評価して、問題を発見し解決しようとする一連の問題解決プロセスを経て子どもたちは習得していく。それを自ら繰り返しかえし行うことで技能習得が可能となり、関連した教科学習が円滑に進む。そして、同時に、「製作」や「調理」に親しむことで習熟し、家庭科の各技能を行なうこと自体が子どもたちにとって自己表現・自己実現の手段のひとつとなった。

キー・ワード：家庭科指導 問題解決のプロセス 認知プロセス 調理 手縫い ミシン縫い

1. はじめに

「自立活動」は、子どもたちの自立を目指した活動であり、私たち教師は、子どもたちの「生活上又は学習上の困難を主体的に改善・克服する活動」を支援する責務を負う。「盲学校・聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領(1971.4)」、「養護・訓練」として一部にあった治療的要素や治療的關係から、2000年、2002年、2003年、2009年の改訂を経て名称変更と内容修正が重ねられ、教育活動としての自立活動へと変化して今

日に至っている。

1-1 学習指導要領（自立活動）改訂の内容

自立活動の内容は、現在「健康の保持」「心理的安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つに区分されている。この6つの内容は相互に関連しており、どれもが自立のためには大変重要である。

筆者は研究グループのメンバーとともに、かねてより

*筑波大学附属桐が丘特別支援学校

「コミュニケーション」についてその発達支援を行うための実践を行ってきた。これまでの実践研究で、コミュニケーション発達支援のために、「挨拶行動」の指導が有効であるとの示唆を得た。また、「毛筆による書字指導」を実践研究し、毛筆による書字指導が書字の能力を向上させるとともにそれを使う能力をも向上させるという意味で、「コミュニケーション」の発達支援に効果的との示唆を得た。

一方、今回の改訂(2009)で追加された「人間関係の形成」は、障害や病気、発達段階に応じて「人間関係の形成」に関し、学校生活全般を通じ配慮することが必要であると明記されたものであり、これまでの「コミュニケーション」の内容の一部が発展し独立した項目となったと考えられる。したがって、これまでの自立活動の「コミュニケーション」の発達とも深く関連した内容である。

2. 改訂学習指導要領と家庭科指導実践

筆者は、家庭科指導のなかに、自立活動の「コミュニケーション」の発達を生かしながら、家庭科指導の内容を精選しつつ、効果的な実践を検討してきた。まず、新学習指導要領の各部分を肢体不自由児の指導の中にどのように具体化するかを中心に述べる。

2-1 学習指導要領(家庭科)改訂の視点との関連

家庭科の学習指導要領の改訂の基本方針における視点は、次のとおりであるとされる。

『ア社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことを重視

改正教育基本法の第5条第2項には、「社会において自立的に生きる基礎を培い」といった義務教育の目的が示され、家庭科にはまさしく「生きる力」をはぐくむ教科として改善・充実を図ることが示されている。また、改正学校教育法第21条第4項には「家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと」と明記され、家族・家庭に関する教育の一層の充実が求められる。』

「生きる力」をはぐくむ教科として、という視点は、学習指導要領改訂以前から、特別支援学校における家庭科のなかでは重要な視点であり、そのために多くの実践が行われてきた。特に高等部を卒業後の将来を見すえた指導を考えた際、本来の意味で、「生きる力」の育成

が求められる。それは障害の有無を問わない重要な課題である。

『イ小学校、中学校の学習の体系化による基礎・基本の重視「自己と家庭、家庭と社会とのつながり」という空間軸の視点と、「生涯の見通しをもつ」という時間軸の視点を踏まえ、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成する視点から、小学校、中学校の指導内容の一層の体系化を図った。このことにより、基礎的・基本的な知識・技能や生活を創意工夫する能力などの確実な定着をめざす。』

小学部、中学部、高等部の指導内容の体系化は、重要な課題であり、当校においても従来より家庭科教科領域会として、それぞれの学部の指導内容が一貫して体系化されて、それぞれの学部で育まれた力が定着するようにはかれてきた。今回の改訂で、内容構成の共通化が行われ、情報共有がより円滑に行われることとなった。

『ウ社会の変化への対応

家族と家庭に関する教育などの充実、健全な食生活のための食育の推進、持続可能な社会の構築のための消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立をめざした指導の充実など、社会の変化に対応し主体的に生活の課題を解決できる能力をはぐくむことをめざす。』

日々変化している社会に、積極的に対応するために新しい課題や状況への課題解決能力が重要である。そのために必要な情報をどのように得ていくのかも、「生きていく力」を養う家庭科の指導内容となってきた。

『エ実践的・体験的な活動と問題解決的な活動の充実

実践的・体験的な学習活動と問題解決的な学習を一層重視し、それらを通して、知識・技能を活用する能力と自ら課題を見だし解決を図る能力の育成をめざす。』

特別支援学校の児童は、その障害によって実践的・体験的な活動が制限されることが多い。それが、二次的な障害となり、さまざまな場面で、知識・技能を活用することを難しくしている場面が多くある。したがって、この点についてはより意図的にそれらの活動の場を増やして、能力育成の機会を確保していく必要がある。

『才実践的態度をはぐくむ教育の充実

よりよく生活を送るための能力と実践的な態度を育成するためには、家庭や地域社会との連携は欠かせない視点である。学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して内容の改善を図った。』

家庭科では、特に学校における学習と家庭や社会における実践が直接結びついていることを子どもたちに意識させ気づかせることが重要である。家庭生活と学校での学習の双方が、子どもたちの家庭科の学習場面でもあるといえる。以上のように改訂の視点は、従来からの当校での家庭科指導の視点と合致するものであった。

2-2 学習指導要領（家庭科）改訂の具体的事項との関連

次に、改善の具体的事項は以下のとおりであるとされる。

『中学校の内容との体系化を図り、生涯の家庭生活の基盤となる能力と実践的な態度を育成する視点から、①家庭生活と家族、②食事のとり方や調理の基礎、③快適な衣服と住まい方、④身近な生活と消費・環境に関する内容で構成する。』

前述のとおり、中学校の内容との体系化により、指導上、情報共有が容易になり、連携して指導を行なうことができた。

『イ家族の一員として成長する自分を自覚し、家庭生活を大切にすることを旨とした学習活動を一層充実する。』

肢体不自由ということから、低学年から中学年では家族に依存的な児童が多いが、高学年になると自我の芽生えにともなって、家庭のなかでの家族と自分の位置付けに悩む時期も生じる。家庭科の学習の初期段階である第5学年の最初に、家庭のなかでの家族の一員としての自身のあり方を確認して自分の役割を知り、家庭生活や家族を大切にすることを身に付けるように指導した。

『ウ食事の役割や栄養を考えた食事のとり方、調理などの学習活動を一層重視するとともに、身の回りの生活における金銭の使い方や物の選び方、環境に配慮した物の

活用などの学習について、他の内容との関連を明確にし、実践的な学習活動を更に充実する。』

食事についての実践的な学習は、多くの子どもたちが積極的に取り組むものであった。身の回りの生活における金銭の使い方や物の選び方、環境に配慮した物の活用などの学習では、家庭科の授業だけでなく宿泊学習等の実践的な学習活動の場面を活用した。

『エ家庭生活を総合的にとらえる視点から、家族の生活と関連させながら衣食住などの内容を取り扱うことを一層重視する。また、小学校第4学年までの学習を踏まえた2学年間の学習のガイダンス的な内容を設定するとともに、他教科等との関連を明確にし、連携を図る。』

家庭生活のすべての場面が家庭科の内容であるとの認識から、子どもたちが日常の生活のなかでそれぞれの事柄を意識して生活できるようにする。また、家庭科の学習が第5学年から始まる理由を明確にして、他教科での知識が家庭科に直接役立つ場面では、その関連を示して学習させるようにした。

2-3 学習指導要領（家庭科）改訂の要点との関連

次に、家庭科の改訂の要点は以下のとおりとされている。

『中央教育審議会の答申に示された改善の基本方針及び改善の具体的事項を踏まえ、実践的・体験的な活動や問題解決的な学習を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けることや、自分の成長を自覚し家庭生活を大切にすることを旨とした学習活動を一層充実する。』

これらは、特別支援教育においてはすでに従来から実践されていた。今後もさらに、充実した指導を行なっていくものである。

2-4 学習指導要領（家庭科）改訂の改善点との関連

『目標についての改善点は具体的には、アこれまでの「家庭生活への関心を高める」を、「家庭生活を大切にすることを旨」とした。このことは、家庭生活への関心を高めるとともに、衣食住などの生活の営みの大

切さに気付くことを重視して、表現を改めたものである。また、これまでの「生活を工夫しようとする実践的な態度」を、「生活をよりよくしようとする実践的な態度」とした。生活をよりよくしようとする能力と実践的な態度を重視して、表現を改めたものである。さらに、ウ学習指導要領全体の表記と統一を図る視点から、これまでの「基礎的な知識と技能」を、「基礎的・基本的な知識及び技能」と表現を改めた。日常生活や学習活動に役立つようにする観点から改善を図るよう示されている。』

これらはいずれも、人々の生活と成長のために生涯不可欠である家庭というものの機能を重視していくことに今後力点を置いていくというものであると考える。

2-5 学習指導要領（家庭科）改訂の改善点との関連

学年の目標の改善点については、次のとおりであるとされている。

『学年の目標の改善点は、学年の目標は、教科の目標に沿って、家庭科で育成することをめざす資質や能力を具体的に示したものであり、（第5学年及び第6学年として、）それらの資質や能力を3つの側面から示すことについては現行と同じである。教科の目標を一部改めたことを反映して、学年の目標(1)の表現を改善するとともに資質能力を明確にするために表現を検討し次のように整理した。(1)の目標は、教科の特質である実践的・体験的な活動を通して、自分の成長を自覚するとともに、家庭生活への関心を高め、衣食住を中心とした生活の営みの大切さに気付くよう、関心・意欲を高めることの重要性を明確にした。(2)の目標は、日常生活に必要な基礎的・基本的知識及び技能を確実に身に付け、それらを身近な生活に活用する能力を育成することを明確にした。(3)の目標は、家族とのかかわりの中で、家庭生活をよりよくしようとする能力と実践的な態度を育成すること明確にした。』

これら学年の目標自体は、大きく変わっておらず、前述のとおりである。

『また、内容構成を8内容から、4内容に改めている。生涯にわたる家庭生活の基盤となる能力と実践的な態度を育成する視点から、小学校と中学校の内容の体系化を図り、小学校、中学校ともに同じ枠組みをもつ次の4つ

の内容で構成することとした。』

中学部と小学部が相互に連携しやすくなったのは、前述のとおりである。

『ア第4学年までの学習などを踏まえ2学年間の学習の見通しを立てさせるため、ガイダンス的な内容として、A(1)「自分の成長と家族」の項目を設定し、第5学年の最初に履修させることとしている。』

前述のとおり、家庭科という教科の意味を理解させるとともに、子どもたちに自分の家庭での位置付けを確認させるために、初期段階の第5学年の最初にこの項目を設定し履修させてきたが、非常に有効であった。

『イ家族の一員として成長する自分を肯定的にとらえ、家庭生活と家族の大切さに気付くことを重視し、A(1)「自分の成長と家族」の項目を設定している。この項目は、ガイダンス的な内容であるとともに、A(1)「自分の成長と家族」から「D身近な消費生活と環境」の内容と関連させて学習することにより、「自分の成長」が学習全体を貫く視点となるように設定されている。衣食住などの学習を通して成長する自分を喜び自覚することで、学習意欲をより高めることを目指している。』

「自分の成長と家族」の項目に関して、家族の一員として成長する自分を肯定的にとらえることは、思春期の入口にさしかかり、自己の障碍と自己のあり方について疑問や悩みを持ち始める時期の子どもたちにとって、非常に重要な意味をもつと考える。したがって、当校では慎重かつ丁寧に個々の子どもたちに合った内容を適切な方法で指導してきた。

「身近な消費生活と環境」の項目については、家族や周囲の支援を受けながらも、自分にできることをどのようにおこなっていけばよいのかという視点で具体的な場面を設けて学習させた。

『ウ生活や学習の基盤となる食育の推進のため、食事の役割や栄養を考えた食事のとり方、調理などの学習活動を一層重視することとしている。特に、中学校で扱う五大栄養素については、その基礎的事項を小学校で扱うこととしている。』

食育の推進といった意味でも、食事や栄養に関する興味や関心を促進するような指導計画を立てて学習をすすめてきた。

調理などの学習場面では、知識や技能の習得を重視しつつ、個々の子どもたちに応じての代替手段についても積極的に考えられていくように努めた。

『エ持続可能な社会の構築など社会の変化に対応して、主体的に生きる消費者としての態度を育成する視点から、内容「D身近な消費生活と環境」を設定した。具体的には、児童に身近な物の選び方や買い方、環境に配慮した物の活用などの学習について、他の3つの内容との関連を図り実践的に学ぶこととしている。』

前述のとおり、宿泊学習や総合的な学習の時間を活用して実際の場面で、どのように適切に行うことができるのかを学習させるようにした。また、それぞれの場面で学んだことを家庭科の学習のなかで、発表させて意見を交換させる活動も重視して行なった。

『オ各内容の指導に当たっては、衣食住などの生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、生活の課題を解決するために、言葉や図表などを用いて考えたり説明したりする学習活動を充実することとしている。』

前述のとおり、教科書のなかのことを実際の生活のなかで関連させて実感できるように、具体例や映像・写真等を豊富に取り入れながら、イメージを持たせるようにして学習させた。

2-6 学習指導要領（家庭科）改訂で新たに加わった項目との関連

『A 家庭生活と家族のなかに、新たに加わった項目は、次のとおりである。

ア(1)(2)のように項目の指導内容を簡潔に示すため、全ての内容で「〇〇について、次の事項を指導する」という表現に改めている。

イ項目(1)「自分の成長と家族について、次の事項を指導する。」を新たに加えた。第4学年までの学習を踏まえ2学年間の学習の見通しを立てさせるために、第5学年の最初に履修させるガイダンス的な扱いとする。』

前述のとおり、ガイダンス的な扱いで「自分の成長と家族」を取り扱った。

『ウAからDを貫く視点として「自分の成長」を位置づけ、AからDまでの内容と関連付けて題材を組み、適切な時期に指導することとしている。』

必要に応じて、「自分の成長と家族」の項目を再確認して、「自分の成長」という視点を持ち続けつつ、各指導内容を理解させるようにした。

『(改訂前の)(8)「家庭生活の工夫」が「近隣の人々とのかかわりを考え、自分の家庭生活を工夫すること」として、A「家庭生活と家族」の(3)のイの指導項目となったわけは、次のとおりである。

ア学習活動が家庭生活から離れがちだったことを踏まえ、環境の学習を切り離し一指導事項とした。

イ指導に当たっては、生活する上で近隣の人々との調和が大切であることに気づき、近隣の人々とのかかわりを考えて自分の家庭生活をどのように工夫したらよいかを考えることができるようにする。常に、自分の家庭生活との結び付きを考えながら学習するようにし、児童の家庭の状況に応じた方法で課題を解決していくことができるように配慮する。』

当校の児童らの居住地はさまざまである。近隣の人々との調和に関する学習では、それぞれの児童が、それぞれ異なったイメージを持つ場合も多く、非常に難しい部分もあった。しかし、それぞれが近隣の人々とのかかわりについて発表する場面を通して、共通項を出し合っていくうちに、課題が明確となっていった。

『B 日常の食事と調理の基礎』で新たに加わった項目とは、次のとおりである。

生活や学習の基盤となる食育の推進の観点から、(1)の食事の役割についての項目を加えた。

「楽しく食事をするための工夫をする」とは次のとおりである。

ア楽しく食事するためのマナーについては、はしや食器の扱い方などに気を付け、食べる速さに配慮し、会話を考えることなどが挙げられる。また、食事に対する感謝の気持ちを表すために、食事のあいさつをすること、供されたものを残さず食べるようにすることなどを通し

て、食事を大切にする意識を高めるようにする。』

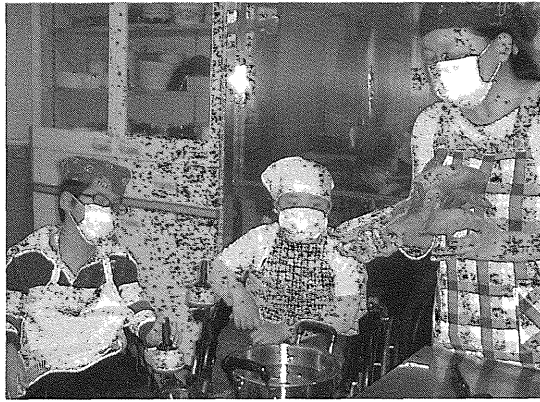


Fig. 1

従来家庭科では、「楽しく食事をするためのマナー」はさほど重視されていなかったとされている。しかし、当校では自立活動の観点から伝統的に、給食指導のなかで食事に関する指導がなされ現在も継続している。また、当校家庭科では、食事に対する感謝の気持ちを含め、食事を大切にする意識を高める指導を行ってきた。毎年、3学期の初め家庭科の授業では、初釜として、茶の湯の時間を設け、火や釜にまつわる故事の説明を受け、古来より我が国の祖先が培った食に対する意識を学習している。

『(5) 五大栄養素の取扱いについて留意することは次のとおりである。

ア 今回の改訂で、中学校で扱っていた五大栄養素を小学校で扱うこととしたが、中学校での日本食品標準成分表や食事摂取基準、食品群別摂取量の目安などの学習につなげる内容として、小学校では五大栄養素の基礎的事項を扱うように配慮する。

イ 「体に必要な栄養素の種類と働き」については、人が生命を維持したり、活動したり、さらに成長するために必要な成分を栄養素ということ、食品に含まれる栄養素には、炭水化物、脂質、たんぱく質、無機質、ビタミンがあり、五大栄養素と呼ばれていること、それらは相互に関連をもちながら健康の保持や成長のために役立っていることなどが分かるようにする。

ウ 指導に当たっては、名称や働きを覚えることだけに重点を置くのではなく、体に必要な栄養素を食事によってとっていることに気付き、栄養を考えて食事をとることの大切さが分かるように配慮する。

エ 理科の第5学年における植物の種子の中の養分に関する学習で扱うでんぷんとの関連を図り、でんぷんは炭水化物の一つであることに触れることも考えられる。』

この改訂で採り入れられることになった「五大栄養素」については、従来より当校では家庭科の学習内容として扱ってきたものであった。自立活動の視点から、をつくる栄養素として、一般的なものであったことと低学年の子どもたちでもイメージを持ち学習に生かす色や形を活用できるものであったことがその理由である。

『(6) Bの(2)のウにおいて、「食事」を「献立」と改めた理由は次のとおりである。

ア 「献立」という用語は学校給食等でも日常的に使われており子どもたちにもなじみ深い言葉であるため使用することとした。

イ 食品の組み合わせに重点をおき指導するという基本的な考え方は従来どおりである。』

食事を献立に改めて使用することは、給食指導との連からもとても有効であった。

『「1食分の献立を考える」とは、次のとおりである。

ア 米飯とみそ汁を中心とした1食分を扱い、おかずみそ汁の実を工夫し、調和のよい食事を考えるようになる。

イ 調和のよい食事については、主に栄養のバランスを中心に考えるが、色どりや味のバランスについても気くようにする。ここでは、食品の組み合わせに重点をくようにする。

ウ 2学年間を通して1食分の食事が整えられるようにする。

エ B(1)やB(3)とかかわらせ、自分が考えた献立実際に調理したりするなどして、日常生活で実践できるように配慮する。』

給食の献立(メニュー)の確認を朝の会で行なっていた。単に料理名だけでなく、献立という形で食事を考えることができることは、将来の自立生活に向けての基礎的知識を広げるうえで、非常に有効であった。

Bの(3)のイについては、「適切にできること」を新に加えた理由は次のとおりであるとされる。

『ア 調理の目的に応じて必要な材料の洗い方、切り方、味の付け方、盛り付け、配膳及び後片付けについて「イ

方がわかり」から「適切にできる」にした。

イ「配膳」については、食器の位置に配慮し、例えば、米飯及びみそ汁、はしなどを配膳する際には、あえて我が国の伝統的な配膳の仕方があることが分かるようにする。(左がご飯、右が汁物)』

「仕方がわかり」ということは、知識として理解できていることを示すのか、実際に行うことができるということなのか、明確ではない。本実践では「仕方がわかり」だけでは不十分であると考え、それを「適切に伝え」て、「適切にやってもらう」ことまでが必要と考え指導した。「配膳」については、給食指導でも繰り返し指導しているものである。

「C 快適な衣服と住まい」として、現行の衣と住を一つにしたのは、次の理由からであるとされる。

『ア人間を取り巻く快適な環境を作り出す要素として衣服と住まいをとらえる視点から、これらを関連させて学習することにより効果的な学習活動が展開されることを意図している。

イ今回の改訂で、住生活の学習における小学校と中学校の内容を整理し、これまで課題選択となっていた「暖かさ、風通し、明るさなど」に関する学習内容を「暑さ・寒さ、通風・換気及び採光」と改め、いずれもすべての児童に学習させることとした。

ウ例えば、C (1)の項目と関連させて、イの暑さ・寒さに関する住まい方の工夫と暑さ・寒さを防ぐための着方の学習を組み合わせたり、A (2)「家庭生活と仕事」と関連させて、アの整理・整頓や清掃を家庭で分担できる仕事や家族への協力につなげて実践させたりすることも考えられる。』

TPO に合わせた衣服の選択は、当校の児童にとっては意図的に場面を設定して学習する必要がある課題であった。宿泊学習の機会を活用して、自分の着る服を場面を考えながら選択して計画しイラストに描き (Fig.2 参照)、当日にどのような服を着てきたか記録 (写真) を撮ってそのイラストと比較するという学習を行ってきた。実際には、選んでいた服を洗濯していて当日に乾かなかった等の不測の事態も起きて、計画した通りの服装が難しい場合もあったが、そのことを含めて子どもたちにとっては服装の計画という経験ができ非常に有効な学習となった。

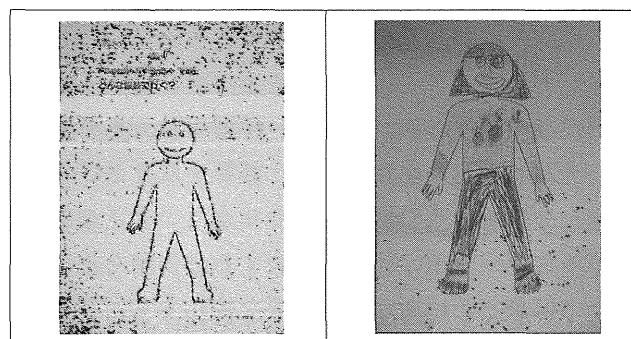


Fig.2

「日常着の快適な着方を工夫できる」とは次のとおりであるとされる。

『ア気温や季節の変化及び生活場面などの状況に応じて気持ちよく着る方法を考え、適切な着方を工夫できるようにする。日常着の着方については、保健衛生上、生活活動上の着方を中心に取り上げるようにする。

イ例えば、遠足や宿泊学習などの具体的な場面を想定して、気象条件や活動内容に合わせて衣服を選び、実際に確かめてみる活動などが考えられる。』

前述のとおり、従来から行ってきた。

「洗濯ができる」ということは次のとおりであるとされる。

『ア洗濯ができるとは、洗濯の必要性や日常着の洗濯に必要な洗剤、用具、洗い方などが分かり、洗濯ができることである。

イ手洗いを中心として洗濯の基本について学習する。電気洗濯機については、脱水に使用したり手洗いと比較したりする程度に扱うようにする。また、洗剤の働きなどについては中学校で学習するので、小学校では身近な環境への影響を考えた洗剤の量などを中心に扱う。』

洗濯に関しては、子どもたちの実態に合わせてハンカチや靴下を手洗いで洗う実習を行ってきた。しぼったり、洗濯ばさみではさんだりなどが困難な場面では、教師と一緒にを行い体験させた。子どもたちの実態によっては、電気洗濯機の使用法も体験させる機会も設けて、「洗濯ができる」ことを重視して指導している。また、洗剤が環境に対して影響を与えることについては、身近な例を挙げた後に話し合い活動の機会を持つことで子どもたちは強い関心をもって活発に意見を交換できた。

Cの(2)のア「整理・整頓の仕方がわかり工夫できる」とは次のとおりであるとされる。

『児童の身の回りの物、例えば、学習用具、本や雑誌、衣類、洗面所の用具などの整理・整頓を取り上げる。物を使う人や場所、その使用目的や頻度、大きさや形などによって整理・整頓の仕方を工夫する必要があることが分かり、何がどこにあるか、必要な物がすぐに取り出せるか、空間を有効に使えるかなどの視点から工夫できるようにする。』

空間の認知が難しい場合が多く、部屋全体のどの位置にどんなものがあるかといった課題では整理・整頓の仕方に結びつくことができないことが多くあった。筆箱の中やお道具箱の中、机の上といった一見して明確な狭く限られた空間から、整理・整頓をはじめていくことは、自立活動の視点からも非常に有効であり、低学年から行なってきた。

Cの(2)のイ「快適な住まい方を工夫できる」とは次のとおりであるとされる。

『ア身の回りを快適に整えるためにどのような工夫が必要かを考えさせ、そのためには、主として室内の温度や湿度、空気の流れを調節したり適度な明るさを取り入れたりすることが大切であることが分かり、学んだことを基にして工夫し、実践できるようにする。』

イ地域によって、暑さ・寒さへの対処が必要となる度合いが異なることから、夏季に暑さを防いで涼しく生活すること又は冬季に寒さを防いで暖かく生活することのいずれかに重点を置いて題材を構成することが考えられる。いずれの場合にも温度や湿度の調節と関連させて室内空気の流れとして夏季の通風又は冬季の換気を扱う。また、これらの学習については、例えば、安全な住まい方として、暖房機の安全な扱い方について簡単に触れることなども考えられる。』

室内の温度や湿度、空気の流れについては、温度計や湿度計、光度計、リボンをつけた扇風機などを活用して、状態を具体的に確認できるような条件整備を行なって実施した。快適ということがいつも同条件ではなく、個々に異なる場合があることに気付くことができて有効であった。冷暖房機の安全な扱い方などについては、障

碍によって低温火傷や凍傷などの危険もあるため、特注意して指導してきた。

Cの(3)「生活に役立つ物の製作」の指導で留意することは次のとおりであるとされる。

『ア「生活に役立つ物」とは、身の回りの生活を快適したり、便利にしたり、楽しい雰囲気を作り出したり人とのかかわりを深めたりする物など、生活をよりよするための物である。』

イ題材は指定していないが、児童の実態に応じて段的に楽しく学習できるようにするとともに、知識及び能力や工夫する能力が十分身に付くように配慮する。た、自分が構想して製作した物を生活の中で効果的に用いたり評価したりして、実際の製作や活用の面で生じた課題などが次の製作に生かされるように配慮する。』

多くの児童が、家庭科の製作で初めて糸や針を使うことから、期待感いっぱい、意欲的に学習に臨む。「生活に役立つ物」の実例を多く提示して、意欲を持たせようとした。場合によっては、先輩の作品を見せて見しを持たせて取り組ませた。

Cの(3)のイ「目的に応じた縫い方を考えて製作し活用できる」としたのは次の理由であるとされる。

『ア製作する物や縫う部分によって、丈夫に縫ったり針目を変えて縫ったり、ほつれやすい布端を始末したするなど、目的に応じた縫い方があることを知り、そらを活用してその部分にふさわしい縫い方を考え、手いやミシン縫いを用いて製作ができるようにするためある。』

イ学習を通して、身の回りにある布製品を評価するを高めるようにする。布製品を評価する力を高めるために、製作した物を実際に使ってみて、自分や家族の感を発表し合い、評価し、よりよい活用や改善の方法を活動などを工夫することも考えられる。』

「手縫いやミシン縫いを用いて製作ができるようになる」には、非常に難しい部分が多い。しかし、製作過程を細分化し、個々に応じて適切な支援を行いながら、縫い方やミシン縫いの方法を理解させるとともにそれらの細かな学習のポイントを正しく伝えることまを指導内容として取り組んできた。空間認知が難しい場合は、次のように行なった。

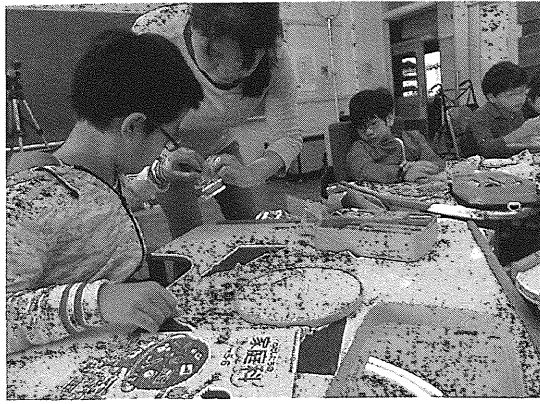


Fig.3

例えば手縫いの並縫いでは、刺しゅう枠を使って布を張った状態で固定する。(Fig.3参照) 布に針を刺した後、布の裏側から針が出ることで、そして、その針を引っ張り、少しずつした場所に針を刺し、表側から針先を引っ張りという一連の動作の繰り返して、並縫いが縫い進められることを大きめの針と太めの糸、刺繍枠と柔らかなさらし木綿の布を使って学習させた。児童の実態によって、布の色や、糸の色を工夫して見やすいものを選んだ。針を刺す場所と、出た針を引っ張り出す場所にあらかじめそれぞれの色の印を付けておき、作業を明確にすることで運針ができるようになっていった。

また、玉止めや玉結びは、最初に大きな模型を見せて構造をイメージさせて、徐々に小さなもので行わせることで円滑に行うことができるようになっていった。

ところで、柔らかなさらし木綿の布を使用するのは、針を間違えて刺してしまっても、容易に抜いて刺し直すことができるからである。また、太めの針を使用するのは、手もとが狂って針先が指に当たっても、太めの針では針先が丸いので刺さって怪我をする危険がほとんどないからである。太めの糸は、間違えて刺して糸が絡んでも、絡んだ糸を外しやすいためである。

並縫いでの運針では、集中力が途切れ易くなる場合には、決して何針も縫うのではなく、3目程度にしておくと、先が見えるので取り組み易かった。

製作に必要な用具の安全な取り扱いの指導で、留意することは次のとおりであるとされる。

『児童は用具を扱った経験が少ないことが予想されるので、他教科や家庭生活などでの経験と関連させて、危険防止や安全点検の確認を習慣化できるようにする。そのため、製作の準備から後始末まで、児童一人一人が責任をもって安全に留意して行うことができるように配慮す

る。』

針で指を刺してしまうことがないように、それぞれの児童の作業の安全には十分注意した。「針仕事の約束」や「ミシン職人の約束」など針の扱いと安全については、作業前と作業中、そして作業後に繰り返し確認させた。ミシン縫いでは、ちょっとした不注意が大きな事故につながることも説明し、私語やふざけることがないように指導を徹底した。(Fig.4参照) 特に、当校の児童は、針が刺さってもそれを感じる感覚が十分でない場合もあり、非常に危険である。子どもたち同士でも相互に気を配るように注意した。



Fig.4

「D身近な消費生活と環境」で新たに加わった項目は次のとおりであるとされる。

『(2)のア「自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること」を新たに設けた。消費生活と環境に関する学習を統合して1つにまとめている。自分の生活が身近な環境に与える影響に気付き、主体的に生活を工夫できる消費者としての素地を育てることを意図している。』

「消費生活と環境」については、環境に優しい消費という観点から、自己の役割を意識して行動できるように指導した。環境に与える影響については、できるだけ具体的にイメージが持てるように配慮した。子どもたちの実態によって、保護者や子どもたちの祖父母の協力を得て、「昔(子どもの頃)の暮らし」の話をしていただき、現代とどのように違うのかを話し合う活動を行ってきた。「ものを大切に」「自然を大切に」ということがとても重要であることに気付き、また、祖父母が受け継いだ文化を継承していくことの意味について考える機会となり有効であった。

「物や金銭の計画的な使い方を考える」の指導で留意することは次のとおりであるとされる。

『ア物が必要になった時は、新しい物を購入する以外に、家庭にある物を活用したり、知人から譲ってもらったりするなどの方法もあることに気付くようにする。プリペイドカードなどは、金銭と同じ価値があるので、使い方においても金銭同様に配慮する必要があることに触れるようにする。』

「物や金銭の計画的な使い方を考える」については、従来より、宿泊学習での小遣いの用途計画を立て、実際に使った結果を記録して比較して検討することを行ってきた。計画してから買い物をするという経験はそのときが初めてという児童も多かった。

プリペイドカードなどでの購入方法に関しては、そのようなものがあるといった紹介のみにとどめている。しかし、インターネットによるゲームソフトのダウンロードや商品の購入契約などが子どもたちでも可能である場合が生じていることも踏まえて、今後は多様な購入についての注意も学習に含める必要がある。

「適切に購入できる」の指導で留意することは次のとおりであるとされる。

『ア食品等に付けられた日付などの簡単な表示やマークなどを自分の目で確かめ、目的に合った品質のよい物を無駄なく購入することができるようにする。

イ指導に当たっては、身近な物を実際に購入する場面を想定し、日常生活で実践できるように配慮する。』

表示やマークについては、家庭にある身近なもので表示やマークのあるものを持ち寄って、子どもたち同士で発表し合う学習を行なった。具体的に購入する場面を発表して話し合い活動を通して共有し合うことができ、非常に有効であった。

Dの内容が、小学校と中学校で同じ内容となっているのは次の理由であるとされる。

『小学校では小学生の身近な消費生活、中学校では中学生の身近な消費生活を扱い、それぞれの学校種に応じた指導項目にしているためである。』

それぞれの学校種によって、身近な消費生活は異な

る。同じ内容となっても、取り上げられる事項は異なっている。

他教科との関連を図るものには次のものがあるとされる。

『ア「B 日常の食事と調理の基礎」では、理科第5学年「B 生命・地球」(1) ア種子の中の養分（デンプン）、第6学年「B 生命・地球」(1) イ消化吸収、体育科第5学年、第6学年「G 保健」(3) ウ栄養の偏りのない食事、望ましい生活習慣を付けること、体育科「第3 指導計画の作成と内容の取り扱い」2(5) と関連を図るよう配慮する。

イ「C 快適な衣服と住まい」(2) のイ季節の変化に合わせた生活の大切さ、快適な住まい方の工夫では、理科の第3 学年、第4 学年における日なたと日陰、空気の温度に関する学習内容や、体育科の第3 学年及び第4 学年における健康によい生活に関する学習内容との関連を図るよう配慮する。

ウ「D 身近な消費生活と環境」において、社会科第3 学年及び第4 学年の内容(2) 地域の人々の生産や販売、(3) 地域の人々にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について、理科・総合的な学習の時間と関連を図るよう配慮する。』

家庭科の授業のなかのそれぞれの場面で、他教科での学習事項について話題を向けると子どもたちは非常に積極的に話を広げていた。内容によっては、家庭科でも他教科でも同様の事柄が重要であることもあり、また、視点が変わることで理解が容易になることも多かった。

3 学習指導要領（家庭科）改訂と実践との関連

これらの学習指導要領の改訂を、肢体不自由児への家庭科の指導という観点から見た場合、改訂前から行っていた内容が非常に多くあった。「生きる力」の育成という視点や、「自分の成長と家族」といった視点は、特別支援教育では、とても重要であったことがうかがえる。特別支援教育に通常の教育が追い付いてきたということもできよう。

また、肢体不自由児の家庭科の指導という点では、認知面での困難を考慮した「見やすさ」への工夫が、多くの場面で求められている。視覚的に見えるということ、認知的に見えるということが同義でないことが多い。それは、認知的な困難がなくても生じる問題である。それはまた、経験の少なさだけでなく、痛い、暑

い、冷たいなどといった知覚の麻痺という原因で、危険に対する意識が低い場合も多くあった。

これらは、家庭科だけでなく、他の教科の場合にも気をつける必要があるといえる。

また、肢体不自由児の技能の習得という観点で考えた場合には、障害の実態によっては非常に困難な場合もあるが、どんな場合でも、その子どもの実態に合った適切な学習内容と方法がある。家庭科の目標は、今回改訂され実施された学習指導要領にも明記されたとおり、「よりよい生活」を目指していくことであり、この「よりよい生活」の内容は、人それぞれであるが、しかし、だれにも必ず「よりよい生活」は存在する。このような多様な「よりよい生活」を目指すことが、実は家庭科だけでなく、他教科の指導の場合でも究極的な目標ではないかと考える。「よりよい生活」を目指し「生きる力」を育てていくことの先には、おそらく力強い未来がある。

4. おわりに

子どもたちの「自立」のために、「自己決定」「自己選択」のための力と「コミュニケーション」の力を育て、自らの意思を伝える方法を確立することが重要である。多様な補助手段を活用して「自己表現力」を向上させるコミュニケーション発達支援も積極的に行なわれ、

それら表現の手段としての「基本的な技能（基本的なことが適切にできる技能）」（以降、「技能」と記す。）の育成もまた、コミュニケーションの支援であると考えられる。今後も、これらの指導を継続して実践し、子どもたちが自ら学び自らを高めるために個々の課題に対応していく技能を育むコミュニケーション支援のあり方について検討を重ねていきたい。

参考文献

- 生田久美子(2007)「わざ」から知る. 東京大学出版会.
- ジョン・デューイ(1933)思考の方法. Dewey, John・植田清次訳. 春秋社.
- 久保田競(1982)手と脳, 脳の働きを高める手. 紀伊國屋書店.
- 河野文子(2013)特別支援学校における家庭科指導. 日本特殊教育学会第51回大会発表論文集.
- 文部科学省(2008)小学校学習指導要領解説家庭科編. 学習指導要領改訂のポイント(小学校 家庭)
- 文部科学省(2009)盲学校・聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領
- 開隆堂(2011)わたしたちの家庭科
- 筒井恭子(2012)小学校家庭科の授業づくりと評価. 明治図書出版
- 岡陽子(2010)家庭科実践事例集・小学校新指導要領の授業. 小学館

Teaching Domestic Science in Special Needs Education School

—Focusing on Teaching Physically Challenged Children—

Fumiko Kawano *

*Special Needs Education School for the Physically Challenged, University of Tsukuba